

# 代議員選挙の手順

中央選挙管理委員会

この手順は、代議員選挙の管理及び執行事務について、標準的な取り扱いと留意事項などを取りまとめたものです。

地方選挙管理委員会は、これを参考にしながら、選挙区の実情に応じた実施方法を決定し、本協会の定款及び選挙規則に基づき、選挙を公正に実施するようご協力をお願いします。

不明な点などがある場合は、中央選挙管理委員会事務局へお尋ねください。

根拠条文は、次のように略記しています。

・代議員選挙規則 ➡ 規則      ・中央選挙管理委員会規則 ➡ 中央選管規則

## No.1 地方選挙管理委員会 委員の指名（規則第4条第2項）

地方選挙管理委員会の委員は、当該選挙区の中から3人以上5人以内で、本部長が指名します。

ただし、代議員選挙に立候補しようとする者は地方選挙管理委員会の委員になることはできません。

そのほか、委員の選出・指名にあたっては、次の事項に留意してください。

- ①親子、夫婦、兄弟など親族関係にある者が二人以上にならないように配慮してください。
- ②本部長が自分を選出・指名することは、できるだけ避けるようお願いします。
- ③委員の指名は、可能な限り2月5日までに行うようお願いします。

## No.2 選挙日程の決定等

各選挙区の状況に応じて、次のような手順で選挙事務を進めてください。

- (1) 指名された委員は、地方選挙管理委員会を開催し、互選により委員長を選出します。(規則第4条第4項)
- (2) 地方選挙管理委員会事務局を設置し、書記及び補助員等を指名します。
- (3) 選挙期日の日程、立候補者の資格及び投票の方法等を審議し、決定します。(規則第6条第2項)

### ①日程

中央選挙管理委員会が統一する必要があると決定した選挙日程は、次のとおりです。

- ・告示日                                  2月9日（日）
- ・期日前投票の開始日                  3月1日（日）

- ・選挙期日（投票日） 3月15日（日）
- ・開票日 3月20日（金）※春分の日

地方選挙管理委員会は、選挙区の正会員数や支部等所在地との遠近などの状況を考慮し、統一日程間の選挙事務等の日程を決定してください。

今回は、告示日と期日前投票の開始日の間を前回選挙よりも長くしています。この間の日程設定については、次の点に留意してください。

○ 立候補の期間

立候補の周知に必要な時間を考慮して、適切な立候補の期間を決定してください。

また、立候補者の周知に必要な期間もあわせて検討してください。

○ 立候補者の周知期間

立候補者が周知されるよう、適切な期間設定となるよう留意してください。

②選挙日程表の作成

別添の選挙日程表に選挙区の事務事項等（各種報告を含む）の日程を追加記入して、地方選挙管理委員会の日程表を作成し、執行管理に使用してください。

また、その日程表を中央選挙管理委員会事務局へ送付してください。可能な限り2月8日までに送付頂きますようお願い致します。

③立候補者の資格

代議員は正会員の中から選ばれます。定款第5条第1号及び第12条第2項をご参照ください。

④投票の方法

選挙区の状況に応じて、投票の方法を審議し、決定してください。

⑤正会員数の確認

総本部からの通知により、正会員数を確認してください。

⑥代議員定数の確認（定款第11条）

各選挙区の定数は、別添資料のとおりですので、確認してください。

代議員定数の算出方法は、次のとおりです。

- ・正会員数が100人未満の選挙区 定数1人
- ・正会員数が100人以上の選挙区 端数の10の位で四捨五入する  
(算出例) 正会員数が150人の場合 → 定数2人

(4) 記録の保存（規則第10条）

次の文書は、記録して保存しなければならないものです。

その都度、文書を作成し、保存するよう、留意してください。

- ・地方選挙管理委員会委員の任命記録
- ・地方選挙管理委員会の議事録
- ・立候補届
- ・開票結果
- ・当選決定記録

### No.3 地方選挙管理委員会委員名簿の報告 (第1号様式)

地方選挙管理委員会の委員名簿を作成し、すみやかに中央選挙管理委員会へ報告してください。可能な限り2月8日までに報告頂きますようお願い致します。  
中央選挙管理委員会事務局との連絡は、メールで行うため、メールアドレスを持つ委員を「連絡責任者」としてください。

### No.4 投票所・投票所責任者の指定等

※この手順は、投票所を設けて投票をする方法を想定して作成しています。

#### (1) 投票所及び投票所責任者の指定

選挙区内の支部数や正会員数などの実態に応じて、投票しやすい場所と投票所の責任者を選考し、指定してください。

投票所の責任者については、支部長が選挙に立候補しようとする場合、支部長以外の者とするのが適当と考えられます。

#### (2) 告示前の選挙事務

告示書(第2号様式)、代議員選挙立候補者届出書(第3号様式。以下「立候補者届出書」)など、告示に必要な書類を作成します。

### No.5 選挙の告示 2月9日(日)

(1) 選挙期日(3月15日)及び代議員定数を告示します。(第2号様式)

(2) 立候補者届出書の提出先(地方選挙管理委員会事務局等)、立候補期限、期日前投票の期間、投票日、開票日及び投票所を支部等へ通知し、正会員へ周知します。

(3) 立候補者届出書を支部等へ送付します。(第3号様式)

### No.6 立候補の届出 受付開始

(1) 立候補者が正会員かどうかを確認します。

(2) 立候補の受付開始後3日目頃までにその状況を中央選挙管理委員会へ中間報告してください。(第4号様式)

### No.7 立候補の届出終了 中央選挙管理委員会へ報告

(1) 立候補の届出終了後、代議員立候補者名簿(以下「立候補者名簿」)を作成します。(第4号様式)

(2) 立候補者名簿を作成後3日以内に、中央選挙管理委員会及び本部長へ報告してください。(第4号様式)

### No.8 立候補者が定数を超えない場合

(1) 立候補者数が定数を超えなかった場合は、無投票当選とします。

(規則第8条第3項)

①地方選挙管理委員会を開催して、当選者を決定します。

②支部等を通じて、当選者を正会員に周知してください。(規則第8条第4項)

(2) 報告 ※手順のNo.14を参照

①地方選挙管理委員会は、当選者を決定後3日以内に、中央選挙管理委員会及び本部長に報告してください。(第6号様式)

②地方選挙管理委員会の報告を受けた本部長は、すみやかに当選した代議員を本協会会長へ報告してください。(第7号様式) (規則第8条第5項)

#### **No.9 立候補者が定数を超える場合**

- (1) 立候補者名簿を支部等へ送付して、正会員に周知します。
- (2) 投票用紙を作成し、(支部等を通して)正会員へ送付します。  
投票用紙(第5号様式)は、正会員が候補者の中から一人を選び場合の例です。選挙区の定数と同じ数に○を付ける連記方式を採用する場合は「投票する候補者(定数と同じ数)に」のように適宜作成してください。
- (3) 投票所責任者は、みだりに開封できないようにした投票箱を作成します。
- (4) 投票所責任者は、支部等の正会員名簿による期日前投票受付の準備をします。
- (5) 開票立会人を指名します。 ※No.13(1)を参照。

#### **No.10 期日前投票の開始 3月1日(日)**

※この選挙事務の方法は、投票所責任者が受付する例です。(No.12まで)

- (1) 期日前投票をする者は、投票用紙に○を記入し、封筒に入れ封をして投票所責任者に提出します。
- (2) 投票所責任者は、投票者が正会員名簿に照らし間違いないことを確認し、名簿にチェックします。
- (3) 一つの封筒に複数の投票用紙を入れていないかどうかを投票者に確認します。
- (4) 郵送あるいは宅配などによる期日前投票の場合は、投票者をチェックする必要があるため投票用紙を入れた封筒に住所及び氏名を記載させます。
- (5) 投票所責任者は、期日前投票用紙が入った封筒を投票日まで厳重に保管します。
- (6) 期日前投票用紙が入った封筒は、開封してはなりません。

#### **No.11 期日前投票 終了**

- (1) 期日前投票の投票者数を記録します。
- (2) 期日前投票の期限を過ぎて提出された投票用紙は受理できません。
- (3) 郵送あるいは宅配などによる場合、投票用紙の到達日が期限を過ぎたときは、上記(2)と同様、受理できません。

#### **No.12 投票 3月15日(日)**

- (1) 投票所責任者は、投票日に投票しようとする者が期日前投票をしていないかどうかを正会員名簿により確認します。
- (2) 代理者が投票用紙を持参した場合は、誰の委任であるかを書状などにより確認します。この場合、代理が必要な理由も聞き取りして、記録します。
- (3) 郵便または宅配による投票用紙の提出は認めません。

- (4) すべての投票が終了した後、投票所責任者は投票箱を封鎖し、期日前投票を入れた封筒とともに、指定された期日までに地方選挙管理委員会事務局へ送付します。この際、投票日当日の投票者数及び期日前投票者数を記載した書類を添付します。

※送付の方法は、持参など、地方選挙管理委員会の判断で決定してください。

#### **No.13 開票 3月20日（金） 当選者の決定**

- (1) 地方選挙管理委員会委員長は、事前に関票立会人を3人以上5人以内で指名し、開票日時と開票所を通知します。この開票立会人は正会員に限らず準会員の保護者でも差し支えありません。
- (2) 開票所には、地方選挙管理委員会委員、委員長が指名する開票補助者（事務局員など）及び開票立会人以外立ち入りできません。
- (3) 地方選挙管理委員会は、投票の有効性を判定します。（規則第7条）
- (4) 地方選挙管理委員会は、有効投票の得票数の多い順位により当選者を決定します。（規則第8条）
- (5) 地方選挙管理委員会は、開票記録を作成し、保存します。

記録する事項は、次のとおりです。

- ①選挙期日（投票日） ②代議員定数 ③正会員数  
④立候補者の氏名、会員番号、得票数（以上、第6号様式記載事項）  
⑤決定した代議員の氏名、住所、電話番号、メールアドレス（同、第7号様式記載事項）  
⑥開票事務の処理をした期日及び会場等の名称 ⑦開票事務の管理をした地方選挙管理委員会委員の氏名 ⑧開票を行った者の氏名及び人数 ⑨開票立会人の会員等の氏名（同、第8号様式記載事項）  
⑩投票総数 ⑪有効投票数 ⑫無効投票数（その他の必要事項）

#### **No.14 中央選挙管理委員会へ選挙結果 報告**

- (1) 地方選挙管理委員会は、当選者を中央選挙管理委員会及び本部長へ報告してください。（第6号様式）（規則第8条第4項） **3月24日必着**

※本部長への報告は、本協会会長へ報告するためのものです。

- (2) 地方選挙管理委員会は、当選者を選挙区の正会員に周知します。
- (3) 本部長は、決定した代議員の氏名等を本協会会長に報告してください。（第7号様式）（規則第8条第5項） **3月28日必着**

※地方選挙管理委員会の選挙事務ではありません。

#### **No.15 選挙開票状況の報告**

地方選挙管理委員会は、開票状況を中央選挙管理委員会へ3月末までに報告してください。（第8号様式）

## **No.16 各様式の変更について**

各様式を見直し、改正しておりますので、留意してください。